

討論総括

持統王権論の整理と展望

鈴木琢郎(司会)

一 研究会の目的

本研究会は、家族史・女性史研究の成果を土台としながら、古代女帝論を展開した義江明子氏の近年の業績「古代女帝論の過去と現在」⁽¹⁾（『岩波講座 天皇と王権を考える』）を受け、その是非を問いながら古代女帝論を「一步」前進させることを目的として開催された。テーマを持統天皇に絞ったのも、より個別具体的な事例分析から大局的な「女帝論」に発展するのが実証主義歴史学の常套であるとともに、加えて前掲義江論文において女帝即位を実力主義的な側面から評価する流れの中で、持統を天武天皇死去後の後継争いに先手を打ち、王権を奪取した「王権篡奪者」である、との強烈的な評価があったからでもある。

ここで研究会開催のきっかけとなった義江氏の女帝論の論点を簡単に整理しておく。義江氏は、古代社会における女性の政治参加は異質なものではない、王権は双系制という社会基盤の上に成り立っている、という理解に立ちつ

つ、皇位継承を正当化する論理として実力主義を評価して各個事例の女帝を説明していく。すなわち、天皇が女性であるからといって、それが原理的に男性天皇と区別されて論じられる性格のものではない、との認識を論旨の基本に据えていると評価できるだろう。

以上の義江氏の説に対して次のような問題を設定することができる。第一に一般的傾向としての女性の政治参加の問題と、王権レベルでの継承問題を同質的に論じることができるか、という点。第二に、女性天皇と男性天皇とを王権継承原理の上で同質的なものとして理解できるのか、という点である。王権継承に関わって女性であることがいかなる影響を与えるのか、王権のレベルでの「次世代を生産する機能」という側面において、女性と男性とを均質的にとらえることは可能か、無視することはできない問題である。

以上の論点に対して、第一の点に関して持統の即位を当該期王権の継承論理⁽²⁾、すなわち世代内継承の範疇で理解が可能であるとする趣旨の報告を大平聡氏により、また第二の点に関しては、女帝成立の制度的前提と理解されている国政共治者としての太后を否定する立場⁽⁴⁾、及び女帝の不婚の問題から遠藤みどり氏により報告をいただいた。

二 討論における各個の論点

女帝の全体的な評価とも関わってくるが、持統の即位が「中継ぎ」か否かという点で報告三者の見解は異なる。この「中継ぎ」論とは、大平氏が指摘したように、王権継承原理を前提としつつ、それを維持するための便宜的な措置である。ゆえに当該期の王権継承原理をどのように考えるのかを明確にし、これを前提として持統の即位を王権継承の既定路線上で捉えることができるのか、持統次代の即位候補者が既に予定されているのか、という問題の設定の立

て方が必要となる。この結果として「中継ぎ」論の是非が決せられるであろう。

既発表論文⁽⁵⁾の中で義江氏は、王権継承に際しての即位の正当性として実力主義があることを強く主張している。持統の即位も実力を示すことで可能となったのであり、故に王権継承の既定路線上のものであると理解する。対して大平氏は欽明朝に成立した世襲王権における王権継承原理を「世代内継承」と捉える立場から、吉野盟約の意義を根拠として、持統の即位を「世代内継承」の範疇でとらえる。故に義江氏とは王権継承原理の理解に差があるが、「中継ぎ」か否かという問いに対しては、両者とも既定路線に則った即位と見做すことから「中継ぎ」否定論の立場に立つ。

これに対して遠藤氏は王権継承原理の理解について、討論の中では六世紀の世襲王権成立により王位継承者の限定が強くなり、天武朝段階において次代を指名するシステムが模索され、持統はそれを制度化した、という理解を示した。すなわち王権継承原理に関しては大平説に依拠しつつも、これに続く新たな継承原理(天皇による次天皇の指名)の模索がなされ、草壁皇子、その死去後には軽皇子の即位を目指す中で持統の即位を理解すべきであるから、これは「中継ぎ」であると理解すべき、とした。

三者の理解の差は、王権継承原理の理解と、持統の即位を既定路線上として理解できるか、この両者から発生している。よって予定していた討論進行の青図は、実力主義(義江)か、世代内継承(大平)か、という点がまず論じられ、その後に持統の具体例へと進むものだった。しかし討論の初段階で義江氏が「世代内継承原理の中での実力主義」⁽⁶⁾ともいべき理解を示したことで、実力主義を前提としている大平氏の世代内継承原理との間で基本的な差異が無くなり、よって王権継承原理に関する三者間での対立は無くなった。討論は一転して持統即位段階における草壁嫡系継承が志向されたのか、すなわち持統の即位を既定路線上(世代内継承)のものとして理解できるか否かという点に絞

られ、具体的な議論へと進むこととなった。

ここで司会は持統の即位が世代内継承として行われたか否かを論じる上で、吉野盟約と草壁立太子の問題を取り上げた。すなわち持統の称制・即位の段階で草壁・文武の即位が予定されていたのか、という問題（草壁直系継承）を考える上では重要な論点だからである。

1 草壁立太子と吉野盟約の意義

吉野盟約については、本研究会の大平報告の理解が重要となる。果たして大平氏は吉野盟約の目的を持統即位に据え、王権継承の世代内継承という観点から次のように説明する。すなわち、持統は天智の子でありつつ天武のキサキであったから、「天智・天武」の世代（天武のキサキ）であるか、はたまた「天智・天武」の次世代（天智の子）であるかは微妙な立場にあった。そこで吉野盟約では持統を天武皇子の母であること示し、故に彼女の世代を「天智・天武」と同世代であると確定（繰り上げ）した。これは、天武の後継者として持統を指名することを目的としている、とする。また補足的な意味として、参加した諸皇子の序列化があり、これはポスト持統の次期皇位継承者を群臣に諮問することを想定した事前策であると位置付ける。

持統即位を目的としたとする大平氏に対し、遠藤氏はあくまでも草壁を筆頭とする諸皇子の序列の確立が目的であり、浄御原令編纂開始とともに皇太子の地位についた草壁の地位の補強とみる。これに関連して天武十四年冠位制における浄広老の授与も草壁の地位補強の意図がある、とした。

一方、義江氏は吉野盟約において草壁が筆頭であったことを認めつつも、この盟約の主眼としては天智・天武皇子

を等しく扱うことにある、とした。これは草壁立太子記事が後世の草壁称揚の結果として『書記』に記されたものに過ぎず（草壁立太子の否定）、持統即位時点で「草壁直系」という皇位継承観念は存在せず、故に当該期における草壁の地位は血統上においても大津皇子と同等であった、という氏説とも深く関わる。但し、報告にもあるように、義江氏は吉野盟約の目的として、天智の子を含む六皇子を次世代の継承候補者として同等化し、かつ持統を「母」と擬制することで、異母グループ間の争いを防ぎつつ「母」持統の實子草壁の優位を補強したとする。

吉野盟約に関する三者の理解はそれぞれ異なる。そこで司会からこの盟約を分析する一つの視座として次のような発問をした。すなわち、吉野盟約の公開性についてである。当該期の王権継承に際しては、王権側の自律的な意思とともに、群臣層の総意も重視されている。いわゆる群臣推戴の問題である。特に大平氏の説は、持統即位の正当性を事前に確定することを目的とした、ということになるから、必然的に群臣層をも含めた共通理解としての「世代の繰り上げ」でなくてはならない。以上の問題を設定した上で、司会は『書記』の吉野盟約の記事を見る限り、群臣層への公開性は認められないのではないか、天武・持統と諸皇子間での半ばミウチ的な盟約ではないのか、との問いを發した。

大平氏は明確に吉野盟約は群臣全体に対して示したものであるとした。但し史料解釈に基づくものではなかった。義江氏も壬申の乱の勝者天武天皇であっても王権継承者を独自に決定することはできず、ただ自分の意思を表明するのみに留まったのであり、それほど王権継承に関する群臣層の影響力は強いものだ、との意見を述べた。明言はしていないものの、吉野盟約を群臣層に対する意思表示と見ている観がある。

この論点に関する討論はここまでとなったが、強行日程で行われた吉野行幸とそこでの盟約、及び盟約の内容やそ

の儀礼性を史料に則して解析し、その結果として「群臣層に対するデモンストレーション」という結論が得られているわけではない。「吉野盟約の公開性」は重要な論点となるだろう。

草壁立太子の問題は、制度としての皇太子制が浄御原令により成立したこと、及び義江・大平両氏の指摘のように『書記』の記事の史料批判に基づいた上で、草壁立太子の記事は疑わしいこと、この二つの成果を踏まえた上で、果たして持統即位段階における草壁直系継承観念が論証できるのか、が争点となる。遠藤氏は皇太子制成立に先行する形で草壁の皇位継承資格が準備された、との理解によりこの克服を試みる。しかし同時に、義江氏が主張する「草壁直系観念は文武即位後に始まる」とする理解への批判も必須であろう。このような意味からも吉野盟約に関する理解の重要度は増してきた、との感は否めない。

2 持統の即位・讓位に対する評価

持統十一年（六九七）八月朔日に持統は皇太子軽皇子に讓位し、ここに十五歳という若年の天皇文武が即位する。従来までの「中継ぎ」論は、草壁直系である孫軽皇子への「中継ぎ」のために持統が即位したとするから、この讓位もこの目的の達成という路線で理解され、持統太上天皇による若年文武に対する後見・共治という側面をも加えて理解されてきた。ここで論点となるのは、執政能力等が明らかに不足している若年文武への讓位に対して、世代内継承論（実力主義を内包する）の立場からどのような説明がなされるのか、である。

大平氏は次のように述べる。すなわち、軽皇子（文武）の立太子により皇太子制が成立するものの、皇太子の概念が十分に理解されておらず、皇位継承資格者としての地位は安定していない。このような状況の中、まずは皇太子制

の周知のために軽皇子を半年間皇太子の地位におき、それが半ば達成された段階で、引き続き現天皇持統による譲位により、確実に皇位継承予定者である皇太子軽皇子を即位させた、とする。義江氏もほぼ同様であるとした。遠藤氏もこれとほぼ同じ考えだとしつつも、ただ皇太子制の成立は軽皇子よりも遡り草壁の段階から存在したとした上で、草壁の時は皇位継承に失敗したので、軽皇子の場合は万全を期すために、譲位という手段をとったと見る。

皇太子制の成立に関する理解については遠藤氏が独自の説を有しつつも、持統の譲位に関する三者の見解はほぼ同じである。前述したように、ここで重要となるのは大平・義江両氏の見解である。すなわち、持統の譲位、すなわち文武の即位は、世代内継承や実力主義といった論理から説明されていないことである。

ここで順序は逆となるが、持統の即位儀礼に関わる論点についても検討を加える必要がある。この点について義江氏は近年の即位儀礼の研究を受け、持統の即位儀礼には群臣推戴からの転換を期する画期性がある、と指摘する。すなわち、群臣推戴形式の即位では、群臣推戴の象徴として、その筆頭者がレガリアを王に奉呈することで即位が実現したのに対し、持統の即位儀礼では即位した持統に対して忌部が職務として「神璽」を奉呈した。また天武朝からの高天原神話の形成を受け、群臣は持統を「神」として拝礼しつつ、天神寿詞の奏上もなされる。この持統の即位は文武即位宣命の段階では「神の依さし」（委任）を受け、という形で表現されている。以上の義江氏の説は、即位の正当性が群臣推戴から「神の委任」へと質的变化がなされたのだ、とまとめることができよう。遠藤氏もこの考えでよいとの見解を示す。

対して、大平氏は持統の即位儀礼を群臣推戴の形式化を狙ったものではないと反論。現段階では具体的な論拠がないとのこと、今後の検討課題とした。但し、文武即位の段階で天武・草壁嫡系継承が宣言され、よって各個天皇の

即位に付随する群臣合意が排除されるのであるから、王権継承原理展開過程の画期としては、持統よりも文武即位を重視すべき、との理解を示した。

筆者は大きな枠組みとしては義江氏の説でよいと考える。但し、問題となるのは仮に大平・義江氏のように持統が「実力主義を前提とした世代内継承」の中で順当に即位したと理解するのであれば、なぜこのような即位儀礼、及び即位の正当性の質的变化を図ったのかを説明する必要がある。義江氏は持統の即位と即位儀の関係を、群臣に対して実力を示す（大津の打倒）ことで、その支持を獲得しつつ、しかしながらこの群臣推戴の伝統を骨抜きにする即位儀を創出した、と理解している。果たして、このように即位事情と即位儀礼との関係を異なる論理によって説明することは可能か。筆者は即位事情や即位の論理を正当化し儀礼化したものとして即位儀礼を理解すべきと考えるから、前述の義江氏の理解に対しては疑問を呈したい。

また、軽皇子立太子に関する群臣会議（『懷風藻』の問題や、持統が文武に譲位する際にみられた「定策禁中」の問題も重要である。即位の正当性を「神の委任」に求めながら、一方で群臣会議を開催する、前後二つの王位継承論の表象が同時に見られる状況をどのように説明するのか、重要な論点であろう。

義江氏のように即位の正当性の質的变化がなされながらも、依然として群臣層の力は強かったとみることもできるが、ここで重要なのは群臣会議に皇位継承に関わる議案を諮った際、文武の立太子や即位の段階では現天皇が存在していることである。従前のように大王・天皇の終身在位制下であれば王権継承に関わる群臣会議は必然的に王・天皇の不在のもとで行われることになる。推古の遺詔が論題とされた群臣会議も同様である。天皇在位下で行われた群臣会議の意義という観点から、文武の立太子・即位に関わる群臣会議を評する視点も必要ではなからうか。

3 不改常典と草壁直系観念

持統の即位、特に後世におけるその認識を探るという点では不改常典の理解が重要となる。本研究会では以上のような観点も持統の理解には不可欠と考え、中野渡俊治氏⁹⁾を招きコメントを頂いた。中野渡氏は不改常典の基本的性格を「聖武天皇即位を確実にするために、元明天皇段階で天智天皇に仮託して現れたもの」とし、元明天皇を中核とした皇統観「持統から文武、文武から聖武へ」という理解を示した。また別の史料から持統在世中における「斉明―天智―持統―（草壁）―文武」という認識を指摘する。

司会からは中野渡氏のコメント内容とも関わり、草壁直系継承と不改常典との関係という視点から、なぜ天武ではなく天智に仮託する形で不改常典が示されたのかについて発問した。草壁嫡系継承観念が持統段階にはないとする義江氏は、天智が持ち上げられるようになるのは文武即位以降のことであり、その後急速にこの傾向は強まっていく。原因は持統を否定しようとする元明（天智の子）の意志にあり、平城遷都はそれを強く感じさせるものだとした。しかし、天智への仮託という点では、中野渡氏が指摘した持統在世時の「斉明―天智―持統―（草壁）―文武」認識との関係をいかに整合的に説明するか、もしくは否定するのか、が求められる。果たして不改常典の成立を元明一人に帰着させることができるのか、議論の深化が図られるべきであろう。

なお義江氏の発言に対し、会場の西洋子氏から次のような批判意見が出された。すなわち、天智は白村江の後、内政強化や遷都等、大きく国を動かした人物である。このような天智期の評価を踏まえて不改常典と天智との関係を論じるべきではないか。その際には『書紀』の天智観とは別の評価を行う必要がある。また不改常典も文武から元明への皇位継承が「子から親へ」という通常の論理では説明できないものであったから、ゆえに持ち出された論理として

理解できないか、と。

西氏の質問に対して、不常典は先帝による次代の天皇の指名であると考えている、と義江氏は回答する。

不常典に関する議論はここで終了したが、「後世の持統観」という視点から設定した不常典の問題は次のような展望を開いたと思う。すなわち、不常典自体を「元明が発信した論理」（中野渡氏・義江氏）と正しく理解しつつ、その論理・認識を持統期まで遡らせることが可能か、という論点の有効性である。中野渡氏のコメントはこのような方向性を示したものと思う。またこの点を論じる中では、天智期の一般的な評価をいかに整合的に組み込んでいくか、議論の方向性も定まってきた観がある。

4 持統から見た「女帝」

最後に研究会の総括の意味を込めて「女帝」そのものを論点とした。各報告や討論を踏まえた上での各氏の見解を確認すると、遠藤氏は全般的に「中継ぎ」である。大平氏は持統の即位は世代内継承で説明可能であり、その中において執政能力が評価された。明確に「中継ぎ」と言えるのは元明・元正の二人の女帝のみである。義江氏は近年「中継ぎ」論が再評価されている研究動向を踏まえ、そもそも「中継ぎ」か否か、という問題の設定の仕方自体に問題がある、と女帝研究の現状を厳しく批判した。

遠藤氏は他二者の見解を踏まえたうえで、女帝の不婚性の問題を議論の俎上に上げた。遠藤氏は女帝は不婚が強いられたこと、それは後継者を作り出すことで新たな王統を生み出さないうためになされたもの、との理解を示す。またこのような女帝のあり方は、律令に規定する「後継者をつくらねばならない」天皇とは性格を異にする、との指摘を

した。⁽¹⁰⁾

この点に関しては、報告者間で議論が深まることはなかったが、遠藤氏の指摘は、近年の「男女の性差を取り払い、天皇としての女帝を見る」という研究動向に対する批判であると捉えたい。確かに天皇権力を行使する上で性差が決定的な要素となる、と見るのは誤りであろう。しかし厳然としてそこにある性差が全く問題とされなかった、と理解するのも不自然である。遠藤氏の指摘した不婚性の問題は女帝論の核心に近い側面をもっているのではなからうか。より深化を図りたかった議論である。なお大平氏は近年の論文「女帝・皇后・近親婚」⁽¹¹⁾の中で、元明は即位後に子供を産む可能性がなかったからこそ即位できたこと、元正に到っては不婚を強いられていたことを指摘している。この両天皇こそ聖武天皇即位を視野に入れた「中継ぎ」であるという氏の理解とも密接に関わる。遠藤氏と大平氏の不婚に関わる理解は、女帝の一般論としてみるか、元明・元正の事例とみるか、という点で差異がある。果たして不婚性を元明・元正のみに適用させようとする大平氏の理解に対して、遠藤氏が如何なる批判を展開するのか、今後期待される議論であり、また不婚性に対する義江氏の見解も興味のあるところである。

三 総括と展望

最後に各報告、及び討論を受けての筆者なりの総括を試みたい。

まず本研究会の一番の成果は、これまで対立点であった世代内継承論の是非に関して、義江氏が「世代内継承原理の中での実力主義」という認識を新たに提示されたことであろう。ここに大平説と義江説の基本的な理解は、女帝の前提として「国政共治者の地位Ⅱ太后」を認めるか否かの一点に尽きることとなった。この点が明確になると、遠藤

氏の報告、及び既発表論文等で指摘した「大后は国政共治者ではない」とする説の重みが増してくる。女帝研究史を辿ると、この「大后＝国政共治者」論は重要な論点として位置づけられている。この遠藤氏の「大后≠国政共治者」論を如何に受け止めるか、これが女帝論を左右するだろう。義江氏のように「実力主義」を重視する説では「大后＝国政共治者」論は重要な論拠となっているからである。

このような流れの中で、今後は天皇・大王に必要とされる「実力」や「資質」の本質についても議論が深められるべきであろう。義江氏は一例として宮の運営実績等が評価対象とされたとするが、天皇・大王が発揮すべき政治力の本質は、さまざまな利害関係を有する群臣層をまとめあげて国家意思を定立することであり、故にその利害を代表した「群臣に推戴される王」「共立される王」が在位するのである、と筆者は理解している。一例として、大夫合議制を挙げよう。大夫合議では各個の利害関係を背景とした大夫層の意見を、ある程度の集約は図るものの、合議体の総意として定立することはない。よってそこで提出された意見はそのまま大王に提出され、大王は利害調整を図りながら決定を下して国家意思を定立する。群臣推戴により共立された大王・天皇の「実力」「資質」が発揮されるのは、まさにこのような場であろう。

次に、「実力主義を前提とした世代内継承」の終末と嫡系継承の開始の見極めの重要性も明確となった。当然のことであるが、本研究会における持統に対する理解の相違の原点はここにある。遠藤氏は草壁嫡系継承の志向が既に天武期段階から萌芽しており、皇太子制を先取りする形で草壁皇子の優位性を示したものとして吉野盟約を位置付けるし、義江・大平両氏は持統即位の段階まで「実力主義を前提とした世代内継承」論理に則って即位がなされたとみるからである。論点を持統に絞って極解すれば、この理解が「中継ぎ」か否かの分岐点となる。義江氏は論点として

「中継ぎ」論を設定することに疑問を呈しているが、筆者はこの指摘を、個々天皇の即位事情の分析を目的とするのではなく、皇位継承論という大きな論点の中で論じられるべき課題なのだ、と指摘したものと読み替えた。⁽¹⁵⁾

最後に会場の高橋一倫氏から研究会題名にある「持統」「篡奪」「王権論」に関わり、王権を篡奪する形で即位した持統が、なぜ皇位継承のシステム化を目指したのか、という質問が寄せられたことを紹介しよう。

大平氏は、それは持統個人の指向性ではなく、当該期の支配者集団として国家の建設が最重要課題であり、その流れの中で理解すべき事柄である、とした。すなわち、律令制成立により国家権力は非人格的機構としての官僚制によって実現されるようになるのであり、これにより王権継承方法の転換が可能となる、という流れである。生後まもなく立太子された聖武の皇子某王の例はその象徴であると位置づけている。

義江氏は岩波講座で「篡奪」という言葉を用いたのは、ある種のアンチテーゼ的なものであり、持統も他天皇と同様に実力を示すことで即位の正当性を獲得した天皇であることを強調する意味があった、と執筆にかかる心情について述べた。「女帝史」学史という点では重要な発言である。すなわち、従来の女帝論が「女帝に力なし」とも言いえるような理解を前提としていたことに対し、これまでの女性史研究の成果からの強烈な批判として「持統」「篡奪」「王権論」があったのである。

しかし現段階の理解としては「持統による壬申の乱の記憶の『篡奪』」というフレーズをもって、壬申の乱で活躍することが出来なかった持統が、壬申の乱の功労者である高市に対する負い目を克服するために、負い目の原点である「壬申の乱の記憶」を「篡奪」することで自身の実力に対する不審を払拭した、それが吉野行幸等である、と義江氏はやや論調を抑えて自説を展開している。

筆者は「壬申の乱で活躍できなかった持統の高市への負い目」という視点の導入については疑問を抱く。この「高市への負い目」は誰の認識から篡奪するのか、たとえば群臣層を想定しているものと思われるのだが、これでは群臣推戴を受け「実力で即位した」持統の意義が著しく低下してしまうのではないか。持統の即位を「実力」ではなく「世代内」という点に力点を置いて説明する大平説に立脚するのであれば問題はない。しかし義江説の持統即位に関する理解の独創性は、あくまで持統の「実力」にあったはずである。

吉野行幸等に対して「高市に対する負い目」や「壬申の乱の記憶の篡奪」との評価をくだすのであれば、むしろ持統即位には正当性としての「実力」が欠落していたために、即位後に「壬申の乱の記憶の篡奪」、そして「壬申の乱の記憶の捏造」を行った上で、「実力」の補完をした、と評価すべきではないだろうか。無論、この仮説を設定すれば、「実力」による持統の即位という説との共存は可能か、という新たな問題も浮上することになるだろう。

以上の点は、大平氏が従来から指摘し、かつ義江氏も認めた「実力主義を前提とした世代内継承論」が果たして成立するのか、という理解とも関わる。世代内継承論の大枠は、「同一世代内での緩やかな男子優位傾向」によって王権継承がなされていくというものである。この中で「実力」という要素を如何に捉えるべきであろうか。

さて、そもそも王権継承システムの中で問われる「実力」とは何か。前述したように「共立される王」として群臣層の利害関係を代表する「実力」なのではないだろうか。そうであれば「実力」とは群臣層が認めるべきことであり、よって群臣推戴というシステムが王権継承システムの中に組み込まれているのであろう。以上の推測が成立すれば、血統を前提とし「世代」という枠を設け、「緩やかな男子優位」という原則の中で王権継承者を選出しようとする王権側の志向と、自分達の利害を代表する王の資格として「実力」を設定し、これに適うものを王として選出しようと

する群臣層の志向の二つがあり、この両者の質的矛盾を解決したものとして当該期の王権継承システムがあるのではないだろうか。未だ実証を伴わない推測ではあるが、ここで問題とされている「実力」を血統や世代という王権継承資格者の資質と同質的に扱うべきではない、と考えたい。

世襲王権下における王権継承原理としての世代内継承という議論の中に「実力」という要素を積極的に導入しようとした大平・義江両氏の議論を評価しつつ、次のステップとして「実力」の本質について議論を深めていく必要があるのではないかと筆者なりの展望を述べておきたい。

最後に、本稿は討論会中の議論の内容を基調とし、かつ筆者の理解に基づいて行った総括である。故に各報告者の意に副わない部分も多々あると思う。誤解や極解に過ぎる点等、ご容赦願いたい。また私事となるが、報告者の義江明子氏は筆者の学部時代の恩師である。本研究会も義江氏の定年退職にあたり、門下生有志が企画し、大平聡氏の協力・尽力を得て開催されたものである。恩師への学恩に少しでも報いたいとの思いから、義江氏説に対しては強めの批判を記したと思う。重ねて寛恕を願いたい。

なお本稿執筆の基礎資料として徳竹亜紀子氏による討論会の記録がある。当日の複雑・難解な議論が簡潔かつ的確に整理されており、本総括を可能たらしめた資料であった。記して謝意を表する。

〈註〉

- (1) 義江明子「古代女帝論の過去と現在」『岩波講座 天皇と王権を考える』7、二〇〇二年、『古代王権論』(岩波書店、二〇一一年)。

- (2) 大王・天皇位の継承に関しては註(3) 後掲大平論文の理解に基づき、「王権継承」の語を使用する。
- (3) 大平聡「日本古代王権継承試論」(『歴史評論』四二九、一九八二年)、「世襲王権の成立」(『日本の時代史2 倭国と東アジア』吉川弘文館、二〇〇二年)、「古代の国家形成と王権」(史学会シンポジウム叢書『王権を考える―前近代日本の天皇と権力―』山川出版社、二〇〇六年)。
- (4) 遠藤みどり「(大后制)の再検討」(『古代文化』六三二、二〇一一年)。
- (5) 註(1) 前掲の諸研究。
- (6) 本研究会の直後、二〇一四年三月十三日に行われた「座談会 日本史の論点・争点 古代女帝研究の現在」(『日本歴史』七九六号、二〇一四年)の中で、義江氏は大平氏の註(3) 前掲「日本古代王権継承試論」を紹介した上で「同じ世代の中でまず男、その男で適当な人がいなければ、同じ世代の中で能力・資質・経験等のある女性、という当時なりの基準に則り、推古は世代内の王として順当に即位した」とあり、実力主義の上位の原則として世代内継承があることを認めている。
- (7) 大平聡『聖徳太子』(日本史リブレット人004、山川出版、二〇一四年)。
- (8) 遠藤みどり「持統譲位記事の「定策禁中」について」(『川内古代史論集』七、二〇一〇年)では、持統譲位において大化前代のもと同質的な群臣の関与があったとしている。
- (9) 中野渡俊治「不改常典試論」(『国史談話会雑誌』五〇、二〇一〇年)。ここで中野渡氏は天武諸皇子やその子孫が多く存在していた奈良時代初めにおいては、草壁系統による皇位継承は唯一の選択肢ではなかったから、これの障害となる天武諸皇子を皇位継承から排除し、かつ「草壁皇子―文武天皇―聖武天皇」と続く継承を正当化するために天智天皇が持ち出された、としている。
- (10) 遠藤みどり「女帝即位の歴史的意義」(『ヒストリア』二四一号、二〇一三年)。
- (11) 大平聡「女帝・皇后・近親婚」(鈴木靖民編『日本古代の王権と東アジア』吉川弘文館、二〇一二年)。

- (12) 註(4) 前掲遠藤論文。
- (13) 荒木敏夫『可能性としての女帝』(青木書店、一九九九年)を参考とした。
- (14) 川尻秋生「天皇と貴族政治」(『日本史研究最前線』新人物往来社、二〇〇〇年)、「日本古代における「議」」(『史学雑誌』一一〇―三三、二〇〇一年)。
- (15) 義江氏の近著『天武天皇と持統天皇』(日本史リブレット人006、山川出版、二〇一四年)では、群臣推戴を条件としてつち成した世襲王権は、その後、推古による「遺詔」、先帝の讓位(皇極)、「神の委任」(持統)という段階をとって王権による自立的な皇位継承が実現していく、という流れを述べる。